

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】令和2年2月6日(2020.2.6)

【公表番号】特表2019-500225(P2019-500225A)

【公表日】平成31年1月10日(2019.1.10)

【年通号数】公開・登録公報2019-001

【出願番号】特願2018-534064(P2018-534064)

【国際特許分類】

B 24 D 11/00 (2006.01)

B 24 D 3/00 (2006.01)

B 24 D 3/28 (2006.01)

【F I】

B 24 D 11/00 B

B 24 D 3/00 3 4 0

B 24 D 3/28

B 24 D 11/00 Q

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月17日(2019.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a ) 不織布パッキング、及び

b ) 前記パッキング上に付着した研磨スラリーの1層以上の層を含む、研磨物品であって、

前記不織布パッキングがアクリルエマルジョンで含浸されており、かつ前記研磨スラリーが、1種以上の鉱物粒子、及び結合剤を含む、研磨物品。

【請求項2】

前記不織布パッキングが、ポリマー材料からなる群から選択される、請求項1に記載の研磨物品。

【請求項3】

前記ポリマー材料が、スパンボンドポリプロピレン不織布である、請求項2に記載の物品。

【請求項4】

前記パッキング上に付着した研磨スラリーの2層以上の層を含み、

前記鉱物粒子が、研磨スラリーの最外層中で、より粗くなり、パッキングに向けて、研磨スラリーの層中で、より微細な粒子へと徐々に小さくなる、請求項1に記載の物品。

【請求項5】

前記鉱物粒子が、炭化ケイ素、酸化アルミニウム、クロミア、アルミナジルコニア、ダイヤモンド、酸化鉄、セリア、立方晶窒化ホウ素、炭化ホウ素、ガーネット及びそれらの組み合わせからなる群から選択される、請求項1又は4に記載の物品。

【請求項6】

前記結合剤が、樹脂、充填剤及び／又は硬化剤を含む、請求項1に記載の物品。